

ISHIKAWA トラックのひろば

TOP NEWS

「2024年問題」への適切な対応などを重点施策に
～令和5年度事業計画・予算を承認～

荷主と運送事業者の協力によるトラック運転者の
労働時間短縮に向けた説明会を開催

4

vol.273



いしかわ花回廊 | 金沢城公園のツツジ



今月のSPOT

金沢城公園のツツジ



石川県を代表する景観が広がる金沢城公園は「菱櫓」「五十間長屋」「橋爪門続櫓」の各名所があり、広々として整備されている公園なので、ゆっくり散歩を楽しむことができます。

毎週金曜・土曜、祝日の前日には夜間も開園するのでライトアップされた園内を回るのも素敵だと思います。

これからの季節は城内にツツジが咲きさらに目を楽しませてくれると思います。

ぜひ訪れてはいかがでしょうか。

直通ダイヤル



代表

076-239-2511

助成・融資事業

076-239-2284

適正化事業課

076-239-2285

陸災防

076-239-2393

ISHIKAWA

トラックのひろば

C O N T E N T S

4

APRIL
273号

ホームページ



1 TOPNEWS

「2024年問題」への適切な対応などを重点施策に
～令和5年度事業計画・予算を承認～

荷主と運送事業者の協力によるトラック運転者の
労働時間短縮に向けた説明会を開催

9 ご案内

令和5年度 各種助成・融資制度一覧

令和5年度 北陸信越運輸局及び石川運輸支局
功労者表彰並びに運行管理者表彰

第44回トラックドライバーコンテスト石川県大会

令和5年度省エネ走行研修

事業報告書・事業実績報告書の提出

会員名簿の作成に係る掲載内容の確認

令和5年度安全性評価事業（Gマーク）申請に係る説明会

19 3月のおもな NEWS

21 適正化 NEWS

トラック運転者の改善基準告示が変わります！

22 業界 NEWS

春の全国交通安全運動

「働きやすい職場認証制度」

令和5年度申請スケジュールのご案内

「トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策
ガイドライン（第5版）」の策定

取り組もう、再配達削減！！

～本年4月は「再配達削減PR月間」！受取は1回で！～

24 情報コーナー

新規会員のご紹介

4月の行事予定

会員名簿の変更

交通事故発生状況

軽油価格

27 事例研究



TOP NEWS

トップニュース

「2024年問題」への 適切な対応などを重点施策に ～令和5年度事業計画・予算を承認～

石川県トラック協会（久安常信会長）は、3月8日（水）、石川県トラック会館において、第353回理事会・第327回交付金運営委員会合同会議を開催しました。

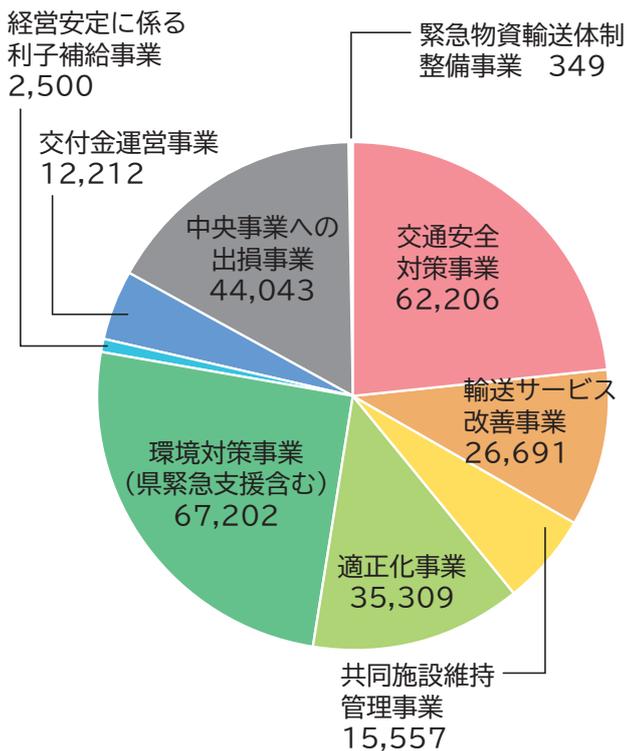
冒頭、久安会長は、「1月には寒波の影響により、能登方面で大規模な断水が発生した。当協会では石川県との協定に基づき、かほく市に飲料水の緊急・救援物資輸送を行った。燃料高騰対策については、石川県の令和4年度補正予算において、低燃費タイヤ等を購入した場合の緊急支援策が盛り込まれた。また、時間外労働の上限規制が適用される2024年4月が刻一刻と近づいている中、効果的な事業を推進し、目の前の課題に的確に対応したい」と挨拶し、その後、「燃料高騰対策の促進及び自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現」や「標準的な運賃の活用等による適正なコスト收受等転嫁対策及び荷主対策の深度化の推進」をはじめとする全10項目を重点施策に位置付けた事業計画（P3～7に掲載）のほか、令和5年度の収支予算案が承認されました。

令和5年度

事業計画
重点施策

令和5年度は、次の10項目を重点施策に位置づけ、関係機関と連携を強化して事業計画に基づく諸対策を積極的に推進していく。

- (1) 燃料高騰対策等の促進及び自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- (2) 「標準的な運賃」の活用等による適正なコスト收受等転嫁対策及び荷主対策の深度化の推進
- (3) 改正改善基準告示の周知並びに長時間労働の是正及び取引環境の改善等「2024年問題」への適切な対応
- (4) 人材確保対策の積極的な推進
- (5) 交通・労災事故の防止及び環境・SDGs対策の推進
- (6) 高速道路通行料金の割引の拡充及び使いやすい道路の実現に向けた諸対策の推進
- (7) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底
- (8) 大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立
- (9) 荷主・消費者等対外広報活動の推進
- (10) パンデミックにおける適切な対応及び新技術を活用した物流DXの推進

令和5年度交付金
会計事業活動支出（内訳）

令和5年度 収支予算

（単位：千円）

実施事業等合計	収益	266,669
	費用	285,924
	増減額	△ 19,255
その他会計	収益	12,197
	費用	21,607
	増減額	△ 9,410
法人会計	収益	66,002
	費用	94,380
	増減額	△ 28,378
当期経常増減額		△ 57,043
当期経常外増減額		△ 7,500
当期正味財産増減額		△ 64,543
正味財産期首残高		82,490
正味財産期末残高		17,947

令和5年度事業計画

① 燃料高騰対策等の促進及び自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

◇ 燃料高騰対策

ア 燃料高騰対策並びに燃料サーチャージ導入の促進

○ 政府与党及び自治体等に対し、燃料油価格激変緩和事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時金の継続について、強力に要請する。

○ 燃料サーチャージについて、全ト協及び都道府県ト協と連携を図り、「標準的な運賃」の告示に位置づけされるよう要請することに加えて、その收受に向けて、荷主への浸透を図るための施策を展開する。

イ 自家用燃料供給施設整備支援助成事業及び燃料費対策特別融資の実施

○ 自家用燃料供給施設に対する一部助成を実施する。

○ 軽油等燃料費対策及び環境・省エネに対する重要性を鑑み、最新排出ガス規制適合車等の導入に必要な資金融資に対する利子補給を行う。

ウ 近代化基金融資の推薦及び利子補給事業、信用保証協会保証料助成事業の実施

○ 物流効率化に資するための施設の整備をはじめ、事業の近代化・合理化のための設備投資に対し、中央近代化基金事業と連携して地方近代化基金による融資の斡旋及び利子補給を行う。

○ 信用保証協会のセーフティネット保証等の保証を受ける際に支払う保証料の助成を行う。

エ 石油製品価格動向調査及び燃料価格等の情報提供の実施

○ 軽油価格改定の動向について調査・情報収集し、会員事業者に対する情報提供に努める。

オ アイドリングストップの徹底

○ CO₂削減、燃料高騰対策の一環として、ドライバーに対し、駐車時のアイドリングストップの徹底を図る。

◇ 税制対策

ア 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

○ 自動車関係諸税の簡素化及び軽減に向けて、全ト協及び都道府県ト協と連携を図り、要望・陳情活動を積極的に展開する。

○ 事業用トラックに対する新たな負担増の議論が生じた場合、これを阻止するべく、要望・陳情活動を展開する。特に、自動車税制の総点検に合わせ議論がされる走行距離課税の導入については断固反対する。

イ 軽油引取税の旧暫定税率の廃止等税負担の軽減

○ 軽油引取税は、一般財源化により本来国民が公平に負担すべきであるにもかかわらず、「当分の間税率」と名前を変えてトラック運送事業者が負担を強いられており、税負担の公平の原則に著しく反していることから、軽油引取税の旧暫定税率の廃止に向けて、要望・陳情活動を展開する。

② 「標準的な運賃」の活用等による適正なコスト收受等転嫁対策及び荷主対策の深度化の推進

ア 貨物自動車運送事業法に係る時限措置延長への対応

○ 「標準的な運賃」及び「荷主対策の深度化」について、全ト協及び都道府県ト協と連携を図り、時限措置延長に向けた対応を図る。

イ 「標準的な運賃」の活用等による適正なコスト收受等転嫁対策の推進

○ 荷主等に対して、トラック運送業界の健全な発展のために必要な制度である「標準的な運賃」及び「燃料サーチャージ」のほか、高速道料金や付帯作業料・待機時間料など実費について、事業継続に必要なコストが收受できるよう積極的に広報・周知活動を行う。

○ 「パートナーシップ」による価値創造のための円滑化施策のパッケージに基づき、特に労務費やエネルギーコストの上昇分が取引価格に転嫁できるよう、転嫁対策を推進する。

○ 標準的な運賃と自社原価の関連を踏まえた交渉方法など標準的な運賃の活用によって適正運賃收受に繋がるセミナー等を開催するとともに個別企業に対する経営診断助成を行う。

ウ 荷主対策の深度化の推進

○ 事業者には違反行為を強要する荷主情報の収集を図るため、会員事業者、ドライバー等に対し、国土交通省の意見投稿サイトの積極的な周知を図る。

③ 改正改善基準告示の周知並びに長時間労働の是正及び取引環境の改善等「2024年問題」への適切な対応

ア 改正改善基準告示の周知に係る対応

○ 改正改善基準告示の内容について、説明会等を通じて、会員事業者に積極的な周知徹底を行い、令和6年4月からの施行に向けて遺漏なき対応を図る。

○ 改正改善基準告示に関し、荷主や一般消費者等に対する理解促進を図るための環境整備を行う。

イ 取引環境の改善等「2024年問題」への適切な対応

○ 「2024年問題」への対応を図るため、関係行政機関等と連携を図り、商習慣の見直しに向け、着荷主を含む荷主や一般消費者等への理解促進を図るための環境整備を推進する。

ウ トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会の適確な運営

○ 行政や荷主団体等と連携を図り、引き続き協議会の適確な運営と取引環境・労働時間の改善に向けた対応を図るとともに、協議会における広報活動等の取り組みを行う。

エ ホワイト物流推進運動など荷主との連携による生産性向上に向けた取り組みの実施

○ 「ホワイト物流」推進運動や輸送品目ガイドラインについて、荷主やトラック運送事業者に引き

続き周知・促進を図り、生産性向上に向けた取り組みに積極的な対応を図る。

(4) 人材確保対策の積極的な推進

ア 若年層、女性及び高齢者の採用等を含めた労働力確保及び育成・定着対策の推進

○若年層、女性及び高齢者の採用を含めた活動、採用後の労務管理等のマニュアルや人材確保セミナーを通じ会員事業者への支援を図るとともに関係機関と連携して労働力確保に係る対外的な広報活動並びに積極的なPR方策を展開する。

○受験資格特例教習及び準中型免許取得、普通免許等限定解除に係る費用に対する支援を行い、若年ドライバーの確保を図る。また、継続して、大型・中型免許等の取得助成を行う。

イ 高校新卒者等の採用促進のためのインターンシップ活用

○インターンシップ登録サイトの活用とインターンシップ実施事業者への支援を図るとともに、就活イベントへの参加や高等学校等への周知活動を行い、高校生等に対する業界への採用促進を図る。

○地域のハローワークと連携し、求人中の会員事業者と求職者のマッチング機会の提供を通じ、会員事業者の人材確保支援を図る。

ウ 事業後継者等の育成

○事業後継者並びに青年経営者を育成するため、青年部会において実践に即した研修事業の実施、他業界等の青年組織との交流や社会貢献活動に取り組みするための支援を行う。

○優秀な管理者を育成するため、中小企業大学校等の講座受講を促進・助成を行う。

エ 運転免許制度等に係る諸課題への対応

○19歳でも大型免許取得可能な「特例教習制度」について周知を図るとともに、全ト協と連携し、中・大型車への「AT限定免許」制度創設について、関係機関に働きかけることにより、トラック

運送業界への新たな人材確保につながる取り組みを推進する。

○運転免許制度を含めたトラック運送業界における人材確保に係る課題に対応するとともに、女性や次世代を担う若年労働者層、ドライバー未経験者等の求職者に対し、トラック運送業界の社会的役割等を積極的にPRし、職業としての魅力をアピールする。

オ 運転者職場環境良好度認証制度の促進

○人材確保に向けた職場環境改善を促進するため、「運転者職場環境良好度制度（働きやすい職場認証）」取得の助成を行う。

5) 交通・労災事故の防止及び環境・SDGs 対策の推進

◇ 交通事故防止対策

ア 事業用トラックによる交通事故防止対策の推進

○定時総会、事故防止大会等における交通安全決議等により、交通安全に対する意識の定着を図る。

○「トラック事業における総合安全プラン2025」の目標達成に向けて、全ト協と連携し、事故分析結果に基づくより実効性の各種セミナーを通じた事故防止対策の推進を図る。

○県内の事業用トラックによる死傷事故・危険箇所内の交通事故実態等を把握し、ホームページに公開するなどして事故防止対策を図る。

○事業用自動車の運転者に対する指導及び監督の指針に基づいて、ドライバー教育テキストを活用した初任運転者等に対する教育指導体制の強化等により、交通事故防止の実効性向上を図るとともにeラーニングの活用を推進する。

○運行管理者及びドライバー等の安全教育訓練実施への助成及び運転者の適性診断（一般・初任・適齢）、運転記録証明の助成を行う。

イ 飲酒運転の根絶に向けた取り組みの強化

○運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒

気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底するとともに、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、飲酒運転根絶意識の向上を図る。

ウ ドライバーコンテスト等の実施

○安全意識の高揚や運転技能の向上を図るため、ドライバーコンテスト及びSDフリーコンテスト（無事故無違反1000日運動）を実施する。

エ 追突事故及び交差点、高速道路における事故防止対策

○交通事故実態に即した事故防止セミナー等を通じ、交通事故防止意識の高揚を図るとともにWEB版ヒヤリハット集など効果的な映像を活用した実践的なセミナーを開催する。

オ 安全対策機器等の普及促進

○先進安全自動車（ASV）の普及拡大を図るため、ドライブレコーダーをはじめとした、車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器の導入に係る助成を行い、積極的な普及を促進する。

カ 運輸安全マネジメントの普及拡大

○運輸安全マネジメントについて、一層の定着と取り組みの深度化、高度化を図るための普及・啓発活動を推進する。

キ 駐車問題見直しへの対応

○貨物集配中の事業用トラックに係る駐車規制の見直しに伴う諸課題について情報収集に努め、必要に応じ、改善に向けた関係機関への働きかけを行う。

ク 降雪期における安全運行の推進

○降雪期における安全運行の徹底を図るため、安全運転指導及び啓発活動を実施するほか、道路除排雪、凍結対策及び無装備車両（冬用タイヤ、チェーンの装着）の乗入れに対する指導強化について道路管理者等に要望活動を行う。また、荷主団体等に対して異常気象時下における輸送に関する協力を求める。

④車輪脱落事故防止対策への対応

○「車輪脱落事故防止キャンペーン」などを通じ、車輪脱落事故防止対策の徹底を図る。特に、車輪脱落事故防止のための増し締め等の徹底を期すため、トルクレンチ導入のための助成を行う。

◇労働対策

⑦過労死等防止対策の推進

○「過労死等防止計画」の具体的な行動計画に基づき、関係者が一丸となって過労死等防止対策を推進する。

○セミナーや啓発資料等を通じ、過労死等防止に向けた意識の高揚を図るとともに、過労死等防止対策の普及促進を図る。

⑧健康状態に起因する事故及びメンタルヘルス対策の推進

○「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」等を活用したセミナーやドライバーの生活習慣病対策を通じて、健康起因事故防止対策を推進する。また、メンタルヘルスに関する対応強化について啓発を図る。

○中小トラック運送事業者のための健康管理システム（運輸ヘルスケアナビシステム）の導入・活用を推進する。

○脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計の導入に対する助成を行う。

○定期健康診断の受診に対する助成のほか、ドライバーが疾病により運転を継続できなくなる事案の中で最も多い、脳血管疾患について早期発見、早期治療を図るために実施する脳健診（脳ドック・脳MRI）の受診に対する助成を行う。

⑨睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策の推進

○ドライバーの睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査に対する助成を行う。

⑤労働災害防止の推進

○陸運労災防止協会と連携し、第14次労働災害防止計画（2023～2027）を踏まえた労働事故防止対策に取り組む。

○安全衛生管理の徹底と荷役作業の安全対策ガイドラインの周知徹底を図る。また、荷主団体等に対してドライバー等の荷役作業時における労働事故防止対策及び輸送安全の確保が困難な状況下での輸送依頼の抑制に関する協力を求める。

◇環境・SDGs対策

①「環境ビジョン2030」の推進

○環境基本行動計画「環境ビジョン2030」を踏まえ、次世代自動車の導入、輸送の効率化の推進、アイドリングストップの徹底等脱炭素化に向けた環境啓発活動を推進する。

②SDGs（持続可能な開発目標）への対応

○「環境ビジョン2030」の行動メニューとSDGsの関連性の理解促進を図りつつSDGs達成に向けた取り組みを推進する。

○環境と安全に配慮したエコドライブを推進するため、年間を通じて「エコドライブ推進運動を展開し、「エコドライブ推進事業所認定事業」を実施する。

○安全意識と省エネ運転技能向上を図るため実践的な省エネ走行研修を実施する。

③エコドライブの徹底に向けたEMS機器等、アイドリングストップ支援機器及びエコタイヤ等の普及促進

○燃料消費量の削減効果が高いデジタル式運行記録計などEMS機器等の導入に対する助成を行う。

○アイドリングストップ支援機器（車載式エアヒーター、バッテリー式冷暖房装置等）導入助成事業を促進する。

○エコタイヤ・再生タイヤの導入促進を図るため助成を行う。

④環境対応車の普及促進

○環境対応車である天然ガス自動車及びハイブリッド並びに電気トラックの導入を促進するため、導入のための助成事業を行う。

○NOx・PM等の排出ガスを削減するため、ポスト新長期規制等適合車への代替に対して、近代化基金融資による融資の利子補給を行う。

⑥高速道路通行料金の割引の拡充及び使いやすい道路の実現に向けた諸対策の推進

①大口・多頻度割引の実質50%以上の拡充

○大口・多頻度割引の実質50%以上の適用について、全ト協及び都道府県ト協と連携を図り、政府・与党に対する要望活動を展開する。

②高速道路料金金の更なる割引等の拡充

○平成26年4月より導入されている3つの料金水準の期限が令和5年度末とされているため、より一層の利用重視の観点から、料金水準の引き下げについて要望を行い、輸送効率の改善及び一般道の交通安全・環境面の維持を図るとともに、一般道や混雑する高速道路から、通行量の少ない高速道路への転換促進をはかるための料金・割引制度が設けられるよう要望活動を行う。

③高速道路等における安全対策及び渋滞対策の推進

○輸送時間の短縮、定時性の確保、物流効率化による経済活動の活性化等高速道路の持つ効果が最大限発揮されるよう、一般道路と連携した全国道路ネットワークの積極的な整備の推進やミッシングリンクの解消ほか、暫定2車線の4車線化など安全対策及び渋滞対策の推進に向けて、要望活動を行う。

④重要物流道路の追加指定や機能強化の推進

○大型トラックが特殊車両通行許可不要でスムーズに走行できる環境の実現に向けて重要物流道路の追加指定及び指定された区間の道路整備が早期完成・共用されるよう、全ト協や石川県と連携し、適宜要望を行う。

⑤SA・PA、道の駅における駐車スペースや休憩

憩・休息施設の整備・拡充

○労働関係法令の遵守及び労働環境改善のために必要な施設として、高速道路のSA・PA、道の駅における駐車スペースや、憩・休息施設となる建屋内設備の整備・拡充、特にシャワー施設の設置箇所拡大について、積極的な要望を行う。

○中継物流拠点の整備・拡充等による中継輸送の推進のため、中継物流拠点（ネクストエリア）の設置箇所の拡大について、全ト協と連携し、要望を行う。

（カ）道路通行及び車両に関する制度の簡素化及び規制緩和要望の推進

○特殊車両通行許可に付される通行時間帯条件の緩和など車両制限令及び道路運送保安基準等について、制度の簡素化・手続きの迅速化、また各種規制の緩和等について、全ト協及び都道府県ト協と連携を図り、適宜要望を行う。また、軸重に関する諸課題について、関係機関と連携して適正な改善を図る。

○特殊車両通行確認制度における、道路関連データのデジタル化の促進や利用しやすい手数料水準について、全ト協と連携し、要望を行う。

（七）適正化事業等の推進による法令遵守の徹底

（ア）適正化事業実施機関の事業活動を効果的に推進するため指導体制の強化及び地方評議委員会の適切な運営

○適正化事業指導員の専任化による巡回率向上を図るための指導体制の強化を図り、また、地方評議委員会の適切な運営に努める。

（イ）事故防止・安全対策等の指導内容の充実強化及び事業者・運行管理者等に対する指導・啓発の推進

○巡回指導については、総合評価が低い事業者など指導の必要性が高い事業者を念頭に優先度に応じた指導内容及び巡回頻度とし、効果的・効率的に推進する。また、関係機関と連携し、速報制

度並びに新規参入事業者に対する巡回指導及び乗務時間等告示違反事業所に対する特別巡回指導の適格な対応を図る。

○悪質性の高い違反項目について、運輸支局等との連携の更なる強化を図る。また、自動車の適正な点検・整備及び不正改造防止に関して国土交通省の運動に呼応し、行う。

○巡回指導における評価が厳正・公平に行われるよう、巡回指導指針及び巡回指導マニュアルに基づき、最重点指導項目をはじめとした指導項目について、適切に指導を実施する。また、巡回指導を通じて、働き方改革関連法や改正改善基準告示の周知を図るとともに改正貨物運送事業法の遵守の徹底を図る。

○事業者・運行管理者等に対して、法令遵守をはじめとする広報啓発活動を積極的に推進する。

（ク）社会保険等の未加入・未納事業者に対する指導、社会保険制度等に関する法的義務の周知徹底、啓発活動の推進

○巡回指導等を通じ社会保険制度等の加入及び保険料の納付について、周知及び法的義務の履行の徹底を図る。

（コ）適正化事業指導員に係る研修事業の充実並びに資質の向上

○全国研修、小規模グループ研修等の受講により専門的知識の習得や指導能力の向上を図る。

○適正化事業指導員として必要な能力の向上を図るための各種資格の取得を推進する。

○運輸局・運輸支局との連携強化を目的とした官民合同の地方ブロック研修等に参加し、ブロック内における指導内容の均一化を図る。

（カ）安全性評価事業（Gマーク制度）の積極的な推進及び内外に対する広報啓発活動の展開

○「貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）」について、引き続き関係行政機関や全ト協と連携し、円滑な推進を図る。

○荷主企業や一般消費者に対するGマーク制度の更なる認知度アップを図るため、引き続きGマークラッピングトラックを走行させるなど、広報啓発活動を積極的に展開する。

○長期間にわたり、安全性優良事業所の認定を受け、安全対策等に顕著な功績が認められる事業所を安全性優良事業所表彰候補として運輸局等に推薦する。

○Gマーク事業所に係る危険運転等悪質違反行為に対する是正指導を行う。

○Gマークステッカーの「有効期限切れ」や「廃車時」の剥離の徹底等、ステッカーの適正な管理を推進する。

（八）大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立

（ア）大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立及び訓練

○大規模自然災害時における事業用トラックによるライフライン機能維持を確実に果たすため、関係機関や全ト協と連携し、「緊急・救援輸送基本計画」に基づき、必要な体制整備を推進するとともに、これまでの震災対応を踏まえた緊急物資輸送体制の確立を図る。

○緊急救援物資を適確に輸送できるよう、石川県等が主催する防災訓練に参加する。また、全ト協と緊急通信（衛星電話、テレビ会議システム等）を活用した情報伝達訓練を適宜行う。

（イ）自然災害発生時に備えた災害物流専門家の育成など防災マネジメントの普及拡大

○会員事業者等を対象とする災害物流専門家研修を開催し、災害物流専門家の育成に努め、自然災害への対応にあたって、参考とすべき考え方をまとめた「運輸防災マネジメント指針」について普及活動を展開する。

⑨ 荷主・消費者等対外広報活動の推進

ア 引越事業者優良認定制度の推進と消費者サービス向上

○引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）の普及促進を図るため、広報媒体を活用し業界内だけではなく、消費者に対しても積極的な周知を行う。

○引越基本講習と引越管理者講習を開催して、標準引越運送約款や関係法令等、引越管理者として必要な知識の周知徹底を図る。

○引越繁忙期におけるサービスレベルや輸送品質を保持するため、分散引越について、一般消費者や企業・国等に対し幅広い周知活動を推進する。

イ 機関誌「トラックのひろば」及びホームページ等による会員向け情報提供と拡充施策の推進

○業界及び関係行政機関の活動や事業経営に役立つ情報を提供するため、機関誌「トラックのひろば」を毎月発刊し、会員をはじめ、関係行政機関等に配布する。

○情報発信の基盤的役割を担うホームページを運営し、常に鮮度の高い情報発信に努める。

ウ 10月9日「トラックの日」のキャンペーンによる業界PR対策の推進

○10月9日「トラックの日」を中心に各種メディアを活用し広報活動を展開する。

エ トラック運送業への一層の理解促進に向け、各種広報媒体を活用した積極的なPR対策の推進

○将来の業界を担う優秀な人材を確保するため、各種「コンテンツ」を活用し、くらしと経済を支えるライフラインであるトラック輸送の役割を周知する。

○重要な課題・取り組み等について、機関誌、ホームページをはじめとして、各種メディアを活用し、積極的に業界の意見公表と周知対策を行う。

○多様化する情報ニーズに幅広く対応するため、YouTubeをはじめとしたSNSを活用した積極的なPRを推進する。

○荷主等に対し、2024年問題をはじめとした

トラック運送業界の現状を訴えるとともに新たな改善基準告示、適正取引推進、標準的な運賃の收受、安全性評価事業（Gマーク制度）、引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）の普及促進に向けて、広告掲載等によるPR活動を展開し、理解と協力を求める。

○新聞、テレビ等の報道機関による取材に積極的に対応し、業界の現状理解と広報活動に対する協力を求める。

⑩ パンデミックにおける適切な対応及び新技術を活用した物流DXの推進

ア パンデミックにおける適切な対応

○国民生活と経済を支える持続的な物流の確保を図るため、全ト協が策定した「トラックにおける新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」の周知徹底を図る。

○新型コロナウイルス感染症トラック協会対策本部において、今後の感染状況及びトラック事業の影響等諸状況を十分踏まえつつ、適時適切な対応を図る。

○新型インフルエンザの発生に備えて、地方公共機関としての対策業務が適格かつ迅速にできるよう訓練の実施に努める。

○高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の発症が確認され、自治体等からの防疫資材等の輸送依頼への適切な対応が行えるよう、輸送体制の確立を図る。

イ 新技術を活用した物流効率化の推進

○2050年のカーボンニュートラルに向けた国の施策や「総合物流施策大綱」の柱のひとつである物流DXについて、課題等の整理を行う。

○IT活用の推進を図るため、先進活用事例等幅広く周知するセミナーを開催し、事業者における人材不足や生産性向上等に資する新技術を活用した業務効率化を推進する。

ウ 運行管理の高度化への対応

○IT点呼、遠隔点呼、AIロボット等を活用した

自動点呼の普及促進による運行管理の効率化を図るため自動点呼に係る支援機器及びシステムの導入を支援する。

⑪ その他

ア 運輸事業振興事業費補助金交付要綱に基づく事業の推進

○補助金事業を効果的・効率的に活用し、トラック運送事業の適正な運営、健全な発展を促進するほか、トラック会館施設の経年劣化に応じた修繕を行い保全と管理運営に努める。

イ 国民保護に関する業務の推進

○武力攻撃事態等の発生に備えて、地方公共機関としての対策業務が適確かつ迅速にできるよう石川県が主催する図上訓練に参加し、国民保護措置に対する対応能力の向上を図る。

ウ 事務局組織の強化と支部・委員会・部会組織等の効率的運用

○事務局体制の強化に努めるほか、業界の諸問題等に迅速かつ適確に対応するため、支部・各委員会・部会組織の効率的な運用を図るとともに、必要に応じて新たな組織等の設置を検討する。

エ 業務改革等の推進

○会員事業者向けの各種助成金制度申請に係る簡略化（申請書類の簡素化）し、会員サービスの向上を図るとともに事務局業務の効率化やセキュリティ対策の強化等を図る。

オ 関係機関の受託業務等の推進

○陸連労災防止協会の業務委託基本協定等に基づいて、労働災害防止に係る事業の推進と支部活動支援の充実を図る。

○全ト協との業務委託契約等に基づいて、金沢トラックステーションの施設運営及び長距離運行を行う事業用トラックの安全運行の確保等を図る。

カ 庶務関係事項

○本会の永年勤続功労者等に対する表彰を行う。



TOP NEWS

トップニュース

荷主と運送事業者の協力による トラック運転者の 労働時間短縮に向けた説明会を開催

石川県トラック協会（久安常信会長）は、3月9日（木）、石川県トラック会館において、石川運輸支局及び石川労働局と合同で、会員など140名が参加のもと、トラック運転者の労働時間短縮に向けた説明会を開催しました。

2024年4月からトラック運転者の時間外労働の上限規制が罰則付で適用されるほか、昨年12月に改善基準告示が改正されたことを受け、トラック運送事業者とともに、荷主にもトラック運転者の労働時間規制について理解を深めてもらうことを目的に参加を呼び掛けました。

説明会では、石川運輸支局の担当者が荷主勧告制度について説明したほか、石川労働局の担当者がトラック運転者の労働時間規制について説明し、「トラック運転者の労働時間短縮には、荷主の理解と協力が必要である」と強調しました。

説明会は、13日（月）に小松労働基準監督署（小松市）、14日（火）に七尾労働基準監督署（七尾市）でも開催し、改善基準告示の改正など2024年問題への対応について周知を図りました。

《 助成事業基本要件 》

各種助成事業で、以下の全てに該当するものが助成対象です

①助成対象期間

令和5年4月1日～令和6年2月29日

注) 助成対象期間外の導入・支払い・リース契約は、助成対象外

②助成対象機器及び対象者

- ・石川県で登録の貨物運送自動車に対象機器を装着するもの
- ・石川県所属の運転者が受診・受講するもの（退職者は対象外）

③会費の滞納がないこと

④支払いは、買取り及びリースのみ（一部買取りのみの場合あり）

※請求書又は見積書（リース）に、メーカー名、型式、価格が記載してあること（車両一括の場合、車両代内訳に記載）

※インターネットを利用した振込の場合、振込が完了した（振込指定日以降）書類が必要
受付・予約・承認済等の書類だけでは支払証拠書類になりません（振込日の入出金が分かる通帳等の写しを追加できれば可）

注) 助成対象外（クレジットカード決済、手形払い〔支払期日が前年度期日・翌年3月以降のもの、インターネット等利用の手形決済（でんさい等）〕、車両・装置等の割賦（売買）契約・延払契約・転貸リース、売掛相殺等支払証明できないもの）

⑤導入・受診等する前に、必ず事前申込書を提出すること

※事前申込書のみ、FAX(076-239-2287) または Mail(jyoseikin@ishitokyo.or.jp) で
申込できます（事前申込なし・原則報告書と同時提出の場合は、対象としません）

⑥各助成金の申込み額が、予算額を超過した場合には、受付期間内であっても、締切ります。

（ホームページ・トラックのひろばをご確認ください）

⑦事前申込提出期日令和5年4月1日～令和5年12月25日

※4月分は、実行後であっても提出が必要です

⑧各種助成制度 実績報告書類提出期限令和6年2月29日（消印有効）

※事前申込済でも報告書の提出がなければ、助成はしません。

※原則、導入・支払・リース契約後、30日以内に提出すること（協会からは、未提出について、一切連絡いたしません）

お問合せ （一社）石川県トラック協会 TEL 076-239-2284

詳しくは、既にご案内の冊子「令和5年度助成制度」及び協会ホームページをご覧ください。

交通対策

ドライブレコーダー機器

全ト協指定機器を導入した場合、以下の金額を助成します。
 ①簡易・標準型…………… 1万円
 ②運行管理型…………… 2万円
 ③EMS機器一体型 …… 装置価格(税抜)の1/3(上限6万円)
 ※助成額より下回る場合、実費相当額助成。

安全装置

以下の安全装置(全ト協指定機器)を導入した場合、対象装置ごとに取得価格の1/2(上限2万円、⑤の装置は上限3万円)を助成します。
 ①後方視野確認支援装置
 ②側方視野確認支援装置
 ③アルコールインターロック装置
 ④IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器
 ⑤大型車用トルク・レンチ(自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む)
 ※②は、車両総重量7.5t以上に限る。
 ※④は、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)に限る。
 ※⑤は、車両総重量8t以上の事業用トラックを管理する事業所に1台を上限に助成する。
 トルクレンチは、「600N・m」以上の締め付け能力を有するものを助成対象とし、型式等の特定は行わない。

一般適性診断・
初任・適齢診断

石ト協が協定している機関(自動車事故対策機構、七尾自動車学校、ヤマト・スタッフ・サプライ㈱)で適性診断を受診した場合に助成します。
 ①一般適性診断……………全額(2.4千円)
 ②初任・適齢診断……………2.4千円
 ※会員名簿の車両台数の範囲内
 ※ヤマト・スタッフ・サプライ㈱は一般適性診断・初任診断のみ

運転記録証明等手数料

自動車安全運転センターが発行する運転記録証明等の発行手数料を全額助成します。
 ※会員名簿の車両台数の範囲内

安全運転教育

ドライバー等が全ト協指定研修施設において所定の講座を受講した場合に助成します。
 ①特別研修……………7割助成
 ※Gマーク認定事業所の場合……………全額助成
 ②一般研修……………1万円助成

運行管理者一般講習

石ト協が協定している指定講習機関（自動車事故対策機構、七尾自動車学校、日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会、(株)トランテックス、ヤマト・スタッフ・サプライ(株)）が実施する一般講習の受講手数料全額（3.2千円）を助成します。
※選任者のみ

安全マネジメント講習

自動車事故対策機構が実施する安全マネジメント講習会等の受講料の一部（3千円）を助成します。

環境対策

石川県の緊急支援助成金(3千円)を含む。

エコタイヤ・再生タイヤ
※石川県緊急支援

標記タイヤを導入・装着した場合、1本4千円を助成します。
※1車両8本、装着1回分までに限る。
※1事業者あたりの助成金上限額は、HPに記載。

EMS 機器
※デジタコ等

全ト協指定機器を導入した場合、機器価格（税抜）の1/3（上限6万円）を助成します。

環境対応車

CNG（天然ガス）車、ハイブリッド車、電気トラックを導入する場合、価格差の一部を助成します。
※車両登録をする前に申請が必要（1ヶ月前）

アイドリングストップ
支援機器

全ト協指定機器を導入した場合、購入価格の1/2を助成します。（上限は、HP参照）

労働対策

NEW

「働きやすい職場認証制度」
認証取得

国が創設した運転者職場環境良好度認証制度（働きやすい職場認証制度）の認証取得に要した費用（審査料・登録料）の一部を助成します。

- ①県内本社の事業者（県単位で申請する場合の申請者を含む）
 - ・新規取得、上位認証取得 3万円
 - ・同位認証継続 2万円
- ②本社以外の県内営業所
 - ・新規取得、上位認証取得、同位認証継続 4千円

脳健診 (脳ドック・脳MRI)

運転者に対し、脳健診を実施した場合、1名につき検査費用(税抜)の1/2(上限1万円)を助成します。

※同一運転者につき1回のみ

※1事業者5名まで

健康診断

運転者に対し一般健康診断を実施した場合、1名につき2千円を助成します。

※同一運転者につき1回のみ

※会員名簿の車両台数に2千円を乗じた額まで

大型・中型・準中型・ けん引免許等取得及び 受験資格特例教習修了

4/1～2/29迄に自動車教習所へ入校し、標記免許過程を修了、支払が完了し、免許を取得(特例教習を修了)した場合に助成します。

①大型……………8万円 ②中型……………5万円

③準中型………4万円 ④けん引………3万円

⑤限定解除…2.5万円

⑥受験資格特例教習…受講費用の1/3(上限10万円)

※1事業者10名迄、1人1回

※免許取得(特例教習修了)後、運転者として6ヶ月以上在籍していること

血圧計

全ト協指定機器を導入した場合、機器価格(税抜)の1/2(上限5万円)を助成します。

※1事業所1台まで

睡眠時無呼吸症候群 (SAS) 検査

スクリーニング検査を全ト協が指定する医療機関で受診した場合、検査費用5千円(上限)を助成します。

インターンシップ導入

全ト協のインターンシップ受入事業者として登録し、高等学校以上の教育機関からの依頼によりインターンシップを受入れた場合に助成します。

①受入期間3日間…9万円

②受入期間4日間…11万円

③受入期間5日間…13万円



自動点呼機器

全ト協指定機器を導入した場合、導入費用（税抜）上限10万円を助成します。
 ※1事業者1台まで、Gマーク認定事業所は2台まで
 ※中小企業に限る

輸送サービス改善

信用保証協会保証料

石川県信用保証協会の保証を受け、銀行から融資を受けた場合、その保証料の1/2（上限20万円）を助成します。
 ※但し、新規借入に限る（当座貸越等は対象外）

近代化基金融資

【一般融資】
 ①トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備等に要する資金
 ②人材確保及び生産性向上のための設備資金・福利厚生施設の整備に要する資金・荷役機械（パワーゲートの設置を含む）購入に要する資金
 ③車両等の購入（代替を含む）および車両の改造に要する資金

【環境対応車及び省エネ関連機器導入に係る融資】
 ・環境対応車（CNG車、ハイブリッド車）の購入に要する資金
 ・EMS 機器等の購入に要する資金

【ポスト新長期等規制適合車導入に係る融資】
 ・ポスト新長期規制適合車の購入に要する資金
 ・平成28年度排出ガス規制適合車の購入に要する資金

※利子補給率……0.4%
 ※償還期間……最大10年（車両は5年）
 ※公募開始……5月中旬頃

中小企業大学校講座

中小企業大学校の研修コースを受講した場合、受講料の2/3を助成します。

保養施設

石川県トラック協会が協定している施設を利用した場合、1名2千円（1回）を補助します。
 ※会員名簿の車両台数の範囲内

Gマークの
加点対象



エコドライブ推進事業所認定事業は、当協会が主催するエコドライブ推進運動において、燃費改善に向けた取り組みを実施した会員事業所に対し、エコドライブ推進事業所である認定を行うことにより、更なるエコドライブの普及、推進を図り、もって環境保全、安全性の向上に資することを目的に実施している事業です。

エコドライブ推進事業所認定事業

52事業所を認定！ (新規22、更新30) (合計79事業所)

加賀市

宇谷運輸(株) 本店営業所
丸運トラック(株) 本社営業所

小松市

上田運輸(株) 本社営業所
NEW!! 海老運送(有) 本社営業所
互応物流(株) 北陸営業所
NEW!! 大信建運(株) 本社営業所
NEW!! (有)月津運送 本社営業所
吉村運送(株) 本社営業所

能美市

NEW!! (株)クリエイイト吉美 本社営業所
大協運送(株) 本社営業所
NEW!! 司北陸(株) 石川能美営業所
富山県トラック(株) 石川営業所
(株)日本海開発 本社営業所
(有)能登物流 本社営業所
吉美商事(株) 本社営業所

能美郡

NEW!! タケシタ運送(株) 本社営業所
(有)裕進運輸 金沢営業所

白山市

(株)アクティー 白山第2SCM
NEW!! (株)石美屋 本社営業所
(株)インプレス 白山物流センター
岡山県貨物運送(株) 北陸主管支店
NEW!! (株)加賀オペレーションサポート 本社営業所
(株)関西丸和ロジスティクス 個配石川営業所
NEW!! 北日本運輸(株) 本社営業所
北本運輸(株) 本社営業所
国勝運送(株) 白山営業所

NEW!! 黒瀬運送(株)

(有)ケイ、ケイ、エム

NEW!! 是則北陸運輸(株)

(株)シキケミカル

(株)タツタ流通産業

NEW!! 千代田運輸(株)

ナカムラ運送(有)

(有)ヒヨリ運輸

NEW!! みなと梱包運送(株)

北陸大池運送(株)

(株)やまと商事

野々市市

(株)ヤマトインテグレート 石川営業所

金沢市

安房運輸(株) 金沢営業所

ASK金澤(株) 本社営業所

(有)エス・ティ物流 本社営業所

(株)大崎 金沢営業所

NEW!! 大西運輸(株)

大森建設運輸(株)

加賀重量(有)

NEW!! 北川運輸(株)

(株)グリーンサービス

兼六運輸(株)

(有)城寛商事

NEW!! (株)ツカサ

NEW!! (株)ヨタレンタリース石川

中居建設(株)

中作運輸(株)

西川輸送(株)

日栄運送(株)

本社営業所

本社営業所

金沢営業所

本社営業所

本社営業所

金沢営業所

白山営業所

本社営業所

本社営業所

本社営業所

本社営業所

NEW!! (株)浜庄運輸

(株)福井アクティー

NEW!! (株)北都高速運輸倉庫金沢

北陸貨物運輸(株)

(株)北陸環境サービス

北陸ダイセキ(株)

北陸名鉄運輸(株)

北陸名鉄運輸(株)

星崎運輸(株)

三福運輸(株)

河北郡

(株)榛南ツバタ

かほく市

(株)エコマスク

(株)梶運送

NEW!! (株)久保建材工業

(有)北陸建運

羽咋郡

NEW!! (株)戸坂運送店

羽咋市

長良通運(株)

(有)初谷運送店

北陸名鉄運輸(株)

鹿島郡

NEW!! 是則北陸運輸(株)

日生運輸(株)

水口運送(株)

珠洲市

(有)丸後運輸

三杉運送(株)

本社営業所

金沢共配

金沢営業所

泉本町営業所

本社営業所

本社営業所

金沢支店

金沢営業所

金沢支店

金沢営業所

本社営業所

本社営業所

本社営業所

本社営業所

本社営業所

本社営業所

北陸営業所

本社営業所

羽咋営業所

良川営業所

本店営業所

本社営業所

本社営業所

本社営業所

詳しくは当協会のホームページをご覧ください。

<https://www.ishitokyo.or.jp/eco.php> TOP > 環境対策

ご案内

令和5年度 北陸信越運輸局及び石川運輸支局 功労者表彰並びに運行管理者表彰

標記表彰について、同封の表彰案内をご確認うえ、ご推薦くださいますようご案内申し上げます。

1. 北陸信越運輸局功労者表彰

(資格要件／運転者)

- (1) 石川運輸支局功労者表彰受賞者。
- (2) 運転者として20年以上精励し、勤務成績が優秀であって他の模範となる者。
- (3) 3年以上無事故・無違反の者。
- (4) 当該業務に従事している期間、第一当事者となる事故が全く無い者。
- (5) 満50歳以上。

(資格要件／その他従事者)

- (1) 石川運輸支局功労者表彰受賞者。
- (2) 当該業務に25年以上精励し、勤務成績が優秀であって他の模範となる者。
- (3) 3年以上無事故・無違反の者。
- (4) 満50歳以上。

2. 石川運輸支局功労者表彰

(資格要件／運転者)

- (1) 運転者として15年以上精励し、勤務成績が優秀であって他の模範となる者。
- (2) 3年以上無事故・無違反の者。
- (3) 当該業務に従事している期間、第一当事者となる事故が全く無い者。
- (4) 満48歳以上。

(資格要件／その他従事者)

- (1) 当該業務に20年以上精励し、勤務成績が優秀であって他の模範となる者。
- (2) 3年以上無事故・無違反の者。
- (3) 満48歳以上。

3. 自動車運送事業の運行管理者表彰（北陸信越運輸局・石川運輸支局）

(資格要件)

自動車運送事業の運行管理者として選任され、10年以上業務に従事し、現に運行管理業務を行っており、以下の(1)～(4)全てに該当する者。

- (1) 運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善を行う等の功績を有する者。
- (2) 運行管理者の業務を十分に理解し、適確に実施していること。
- (3) 勤務状態が優良であること。
- (4) 5年以上の期間について、輸送の安全確保に努めたと認められる者。

※石川運輸支局運行管理者表彰後5年以上の者は北陸信越運輸局の同表彰対象

推薦期限

令和5年5月2日(火)まで

提出書類

当協会ホームページからダウンロード出来ます。
また、郵送を希望される方は、下記までお問合せください。

お問合せ (一社) 石川県トラック協会適正化事業課 TEL 076-239-2285

ご案内

第44回トラックドライバーコンテスト石川県大会

1. 日 時 令和5年6月17日（土） 9：00～
2. 場 所 石川県運転免許センター（金沢市東蚊爪2-1）
3. 部 門 ①4トン部門 ②11トン部門 ③トレーラ部門
4. 競技種目 ①学科 ②実科（運転技能、整備点検）
5. 申込方法 5月上旬に別途ご案内します。

ご案内

令和5年度省エネ走行研修

1. 日 時 令和5年5月26日（金）～27日（土）

26日（金）	13：20【集合】 13：30【出発】	石川県トラック会館を出発（貸切バス） 研修施設内で宿泊
27日（土）	8：45～15：00	研修
	19：20【到着】	石川県トラック会館に到着、解散

2. 場 所 （一社）愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター
（愛知県みよし市福谷町西ノ洞21-127）
3. 対 象 者 指導的立場にあり、省エネ走行を実践・指導する方
4. 定 員 20名（定員に達し次第締切） ※1会員1名
5. 申込方法 同封の申込書により、4月28日（金）までにFAXにてお申込みください。
6. そ の 他 安全性評価事業（Gマーク）の加点対象となる研修です。

お問い合わせ （一社）石川県トラック協会 TEL 076-239-2511

ご案内

事業報告書・事業実績報告書の提出

お忘れなく!

標記報告書は、法令により貨物運送事業者に提出が義務付けられているものでありますので、必ず下記の期日までにご提出ください。

1. 提出日及び提出部数

報告書の種類	提出日	提出部数
事業報告書	令和4年度の決算後100日以内	4部
事業実績報告書	令和5年7月10日まで（令和4年4月1日～令和5年3月31日）	5部

※上記提出部数は、貴社控えを含んだ部数となります。

※トラック協会ホームページ（様式集）からもダウンロードできます。 

2. 提出先

(1) 石川県トラック協会 (〒920-0226 金沢市粟崎町4-84-10)

(2) 石川運輸支局輸送・監査部門 (〒920-8216 金沢市直江東1-1)

※運輸支局へ郵送にて提出する際は、返信用封筒の同封が必要となります。

ご案内

会員名簿の作成に係る掲載内容の確認

当協会では、「令和5年度会員名簿」の作成にあたり、掲載内容の確認を行います。別途送付する案内をご確認いただき、期日までに提出してください。

必ずご提出ください

令和5年4月21日

会 員 各 位

一般社団法人 石川県トラック協会

会員名簿作成に係る掲載内容の確認について

標記 締りますご質問のこととお受け申し上げます。
 平素は、当協会の業務運営にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
 さて、本年度の会員名簿掲載内容につきまして、下記事項をご確認のうえ、FAXにてご返信くださいますようお願いいたします。

記

- 提出期限 令和5年4月21日(金) **厳守**
- 対象事項 ①会員名簿に掲載する事項は、4月1日現在の状況に基づいて提出してください。②同時に会費請求書の送付をお願いします。③また、本調査票の提出がない場合は、変更や訂正なきものとして処理させていただきますので予めご了承ください。
- お問い合わせ 協会事務局 (TEL./076-239-2511)

FAX 076-239-2287

会員名簿掲載内容の変更の有無

あり / なし

※令和4年度から、FAXにて「掲載内容確認」をご依頼いただけます。
 ※令和4年度から、FAXにて「掲載内容確認」をご依頼された事業者につきましては、それ以降の更新の依頼についてご返信いたします。

会 社 名 姓 名
 (ご所属先)

提出期日

令和5年4月21日(金) 厳守

※案内は会費請求書に同封してお送りします。

※霊柩事業者におかれましては、既にご案内しております。

お問合せ (一社) 石川県トラック協会 TEL 076-239-2511

ご案内

令和5年度安全性評価事業（Gマーク）申請に係る説明会

1. 日 時 令和5年5月10日（水）13：30～15：00
2. 場 所 石川県トラック会館（金沢市粟崎町4-84-10）
※オンライン（ZOOM、上限100名）での視聴も可能です。
3. 対 象 認定取得を希望する事業者及び更新事業者
4. 申込方法 同封の申込書に必要事項をご記入の上、協会事務局にお申込みください。
5. そ の 他 4月下旬より、申請書作成システムがご利用できます。
協会ホームページより、申請手続きについての開設動画（YouTube）が視聴できますので、ご覧ください。（5月中旬以降に公開予定）



会員のみなさまへ



Gマーク申請に係る相談所を開設します

石ト協では、会員の皆様の円滑な申請に向けて、「Gマーク申請に係る相談所」を下記の期間開設しますので、ぜひご利用ください。

1. 期 間 令和5年5月11日（木）～6月29日（木）
①10：00～ ②13：00～ ③15：00～
2. 場 所 石川県トラック会館（金沢市粟崎町4-84-10）
3. 申込方法 当協会適正化事業課まで、電話にてお申し込みください。



お問合せ （一社）石川県トラック協会 適正化事業課 TEL 076-239-2285



石ト協

8日 第79回正副会長・第79回総務委員会合同会議

石ト協は、会議を開催し、理事会上程議案などについて協議しました。(石川県トラック会館)



石川支部

9日 第46回運営委員会

石川支部(久安常信支部長)は、会議を開催し、本年度の事業報告を行ったほか、次年度の事業計画などについて協議しました。(金沢国際ホテル)



交通・環境対策委員会

10日 トラック運送事業者の今すぐできるSDGsセミナー

交通・環境対策委員会(山下洋介委員長)は、セミナーを開催し、トラック運送事業とSDGsの関連性について説明を受けたほか、SDGsに取り組む効果などについて学びました。(石川県トラック会館)



加南支部

14日 第40回運営委員会

加南支部(小前田彰支部長)は、会議を開催し、本年度の事業報告を行ったほか、次年度の事業計画などについて協議しました。(ホテルビナリオ小松セントレ)

News Calendar

3月の おもなNEWS

MARCH 2023



金沢第一支部

3日 第13回全体会議

金沢第一支部(山田秀一支部長)は、全体会議において、改善基準告示の改正についてのセミナーを開催しました。(金沢市異業種会館)



石ト協

6日 連合石川から春闘に関する要請

石川県トラック協会は、連合石川(福田佳夫会長)から春闘生活闘争に関する要請を受けました。(石川県トラック会館)



労働委員会

6日 第31回労働委員会

労働委員会(山田秀一委員長)は、会議を開催し、次年度の事業計画や助成事業などについて協議しました。(石川県トラック会館)



タンクトラック部会

22日 第3回正副部会長会議

タンクトラック部会（山本邦彦部会長）は、会議を開催し、本年度の事業報告を行ったほか、次年度の事業計画などについて協議しました。（北都）



石ト協

22日 消防訓練

石ト協は、消防訓練を行い、警報盤の操作手順、消火器を用いた消火方法など、火災発生時の初動対応について確認しました。（石川県トラック会館）



建設輸送部会

28日 第10回ワーキンググループ合同会議

建設輸送部会（稲岡利男部会長）は、会議を開催し、本年度の事業報告を行ったほか、次年度の事業計画などについて協議しました。（石川県トラック会館）



能登支部

29日 第27回運営委員会

能登支部（山下洋介支部長）は、会議を開催し、本年度の事業報告を行ったほか、次年度の事業計画などについて協議しました。（能登食祭市場）



金沢第二支部

17日 第31回運営委員会

金沢第二支部（操川一郎支部長）は、会議を開催し、本年度の事業報告を行ったほか、次年度の事業計画などについて協議しました。（石川県トラック会館）



金沢第三支部

20日 第31回運営委員会

金沢第三支部（吉田修一支部長）は、会議を開催し、本年度の事業報告を行ったほか、次年度の事業計画などについて協議しました。（石川県トラック会館）



金沢第一支部

20日 第37回運営委員会

金沢第一支部は、会議を開催し、本年度の事業報告を行ったほか、次年度の事業計画などについて協議しました。（ホテル日航金沢）



適正化実施機関

20日 運輸支局との月例会議

適正化実施機関（久安常信本部長）は、石川運輸支局と月例会議を開催し、巡回指導結果や行政処分状況などについて情報交換を行いました。（石川県トラック会館）

令和6年(2024年)4月から適用

トラック運転者の 改善基準告示が 変わります!



1 改善基準告示とは？

- 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、トラックドライバーの労働時間等の労働条件の向上を図るため、労働基準法では規制が難しい拘束時間や休息期間、運転時間等の基準を定めたもの(厚生労働大臣告示)です。
- 令和4年12月に改正され、令和6年4月から新しい告示が適用されます。

2 改正の主なポイント (詳細は3ページ以降)

主な項目	主な内容
1年、1か月の拘束時間 1年 3,300時間 以内 1か月 284時間 以内	【例外】労使協定により、次のとおり延長可(①②を満たす必要あり) 1年:3,400時間以内 1か月:310時間以内(年6か月まで) ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間 以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安) 【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、16時間まで延長可(週2回まで)
1日の休息期間	継続 11時間 以上与えるよう努めることを基本とし、 9時間 を下回らない 【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、継続8時間以上(週2回まで)休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
連続運転時間	4時間 以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おおむね連続10分以上、合計30分以上)10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない 【例外】SA、PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可

改正された告示や通達などの詳細は
厚生労働省ホームページをご覧ください

詳しい情報や相談窓口はこちら

厚労省 改善基準告示

検索



令和5年

～交通マナーアップいしかわ～

春の全国交通安全運動

期間 5月11日(木)～5月20日(土)

5月20日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」

運動の重点

- ◆ こどもを始めとする歩行者の安全の確保
- ◆ 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- ◆ 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



令和四年度交通安全ポスターコンクール 小学校低学年の部 最優秀賞
七尾市立中島小学校二年(入賞当時) 久保 杏花さんの作品



「いしかわ交通安全♥ビジョン」3つのi(アイ)で交通事故防止

- ・交通安全 i 愛の色、緑を身につけて外にでよう
- ・横断歩道は i 合図でありがとう
- ・i 相手に伝えよう、交通安全ちょっといい話

詳しくは下記QRコード



石川県・石川県交通安全推進協議会

お問い合わせ／石川県生活環境部生活安全課 (電話076-225-1387)

国土交通省

「働きやすい職場認証制度」
令和5年度申請スケジュールのご案内

自動車運送事業者による働き方改革の取組（職場環境の改善努力）を「見える化」した「働きやすい職場認証制度」について、認証を取得した事業者のより高い水準への移行を促すため、令和5年度より、これまでの「一つ星」「二つ星」に加えて、新たに「三つ星」を導入します。

スケジュール

「一つ星」新規・継続／「二つ星」新規認証
(1) 申請受付期間
令和5年7月18日～9月15日

(2) 認証事業者の公表
令和6年2月以降順次

「三つ星」新規認証

(1) 申請受付期間
令和5年9月19日～10月16日
(2) 認証事業者の公表
令和6年3月以降

詳細については、当協会ホームページをご覧ください。
<https://www.ishitokyo.or.jp/index.php>
 HOME 新着情報

全日本トラック協会

「トラックにおける新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン（第5版）」の策定

令和5年2月10日に政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、「マスク着用の方の見直し等について」が決定されました。

新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、令和5年3月13日以降は、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることとなります。

また、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室から国土交通省を通じて、業種別ガイドラインについて所要の見直しを行うよう、要請があったところです。

このような状況を鑑み、今般、「トラックにおける新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」を見直した第5版を策定いたしました。

つきましては、本ガイドラインの趣旨をご理解いただき、事業所内での健康管理等にご活用ください。

本ガイドラインについては、当協会ホームページからダウンロードのうえ、ご活用ください。
<https://www.ishitokyo.or.jp/index.php>
 HOME 予防対策

国土交通省

取り組もう、再配達削減!!
本年4月は「再配達削減PR月間」！受取は1回で！

2024年（令和6年）4月からは、トラックドライバーの「働き方改革」の法律が適用され、現状のままの運び方が難しくなります。（物流の「2024年問題」）

今般、それまで残り1年となるのを機に、本年4月を「再配達削減PR月間」とし、再配達削減に向けた取組を協力に実施してまいります。

○国土交通省・経済産業省の取組

- ・ SNS による広報
- ・ 参加事業者のリスト取組内容を国土交通省のHPに掲載
- ・ 政府広報テレビ番組での紹介

○宅配便・EC（eコマース）・通販事業者の取組（例）

- ・ 自社のHPやSNSを通じ、国民に対し再配達削減を呼びかけ
- ・ 自社HPに国土交通省・経済産業省が提供するバナーを掲載



※図は国土交通省ホームページに掲載 (https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000667.html)

新規会員のご紹介

NX キャッシュ・ロジスティクス(株)北陸支店

代表者名：藤代 正司

本社所在地：東京都千代田区神田和泉町 2 番地

営業所代表者名：長谷川正和

〒920-0211 金沢市湊 3-5-2

TEL：076-239-0901

FAX：076-239-0904

車両台数：18台 支部：金沢第二支部

(株)明和

代表者名：谷坊 和紀

〒920-0376 金沢市福増町北 92-2

TEL：076-272-8559

FAX：076-272-8569

車両台数：6台

支部：金沢第一支部

EVENT CALENDAR 4月の行事予定

1日(土)	集団健診 (石川県トラック会館)
5日(水)	貨物自動車運送事業安全性評価事業に係る事前説明会 (東京都)
6日(木)	全国専務理事業務連絡会議 (東京都)
7日(金)	石川県公共交通機関安全対策協議会 (石川県警察本部)
8日(土)	フォークリフト運転技能講習 (石川県トラック会館) ※ (A コース) 9日、15日、16日 (B コース) 12日~14日
10日(月)	石川県公共交通機関安全対策協議会テロ対策訓練 (JR 金沢駅)
12日(水)	石川県監査 (石川県トラック会館)
18日(火)	二水会 (石川県自動車会館)
20日(木)	第 17 回加南支部全体会議 (ホテルビナリオ小松セントレ) 第 41 回加南支部運営委員会 (ホテルビナリオ小松セントレ)
21日(金)	第 17 回奥能登支部全体会議 (輪島市内) 第 15 回路線部会 (石川県トラック会館)
26日(水)	第 16 回石川支部全体会議 (グランドホテル白山) 第 47 回石川支部運営委員会 (グランドホテル白山) 第 16 回金沢第二支部全体会議 (金沢ニューグランドホテル) 第 32 回金沢第二支部運営委員会 (金沢ニューグランドホテル)
27日(木)	石川県貨物運送協同組合連合会理事会 (石川県トラック会館)
28日(金)	全ト協輸送事業部業務連絡会議 (東京都)

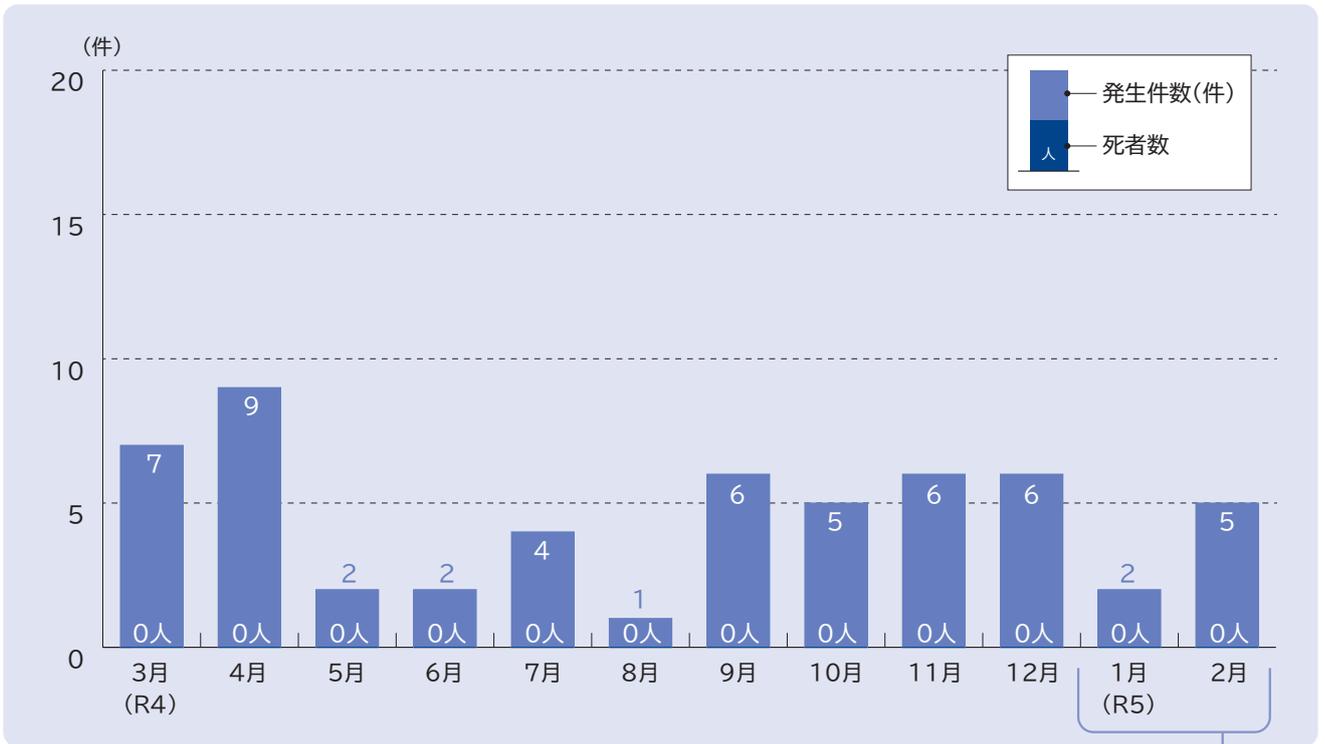
会員名簿の変更

頁	行	事業者名	変更項目	変更内容
15	21	(有)ジャパン開発	代表者名	濱井 大
16	22	丸倉倉庫運輸(株)	代表者名	金子 健史
17	21	東洋運輸(株)石川営業所	〒 所在地 TEL FAX	923-1236 能美市北市町リ9 0761-51-4583 0761-51-4584
24	4	(株)シキケミカル	支部 〒 所在地	金沢第二支部 920-0231 金沢市大野町4-ソ8-2
25	10	(有)中部生コン輸送	FAX	076-220-7233
33	25	(有)北伸運輸	代表者名	松田 庄三
40	18	(株)ロジパルエクスプレス	代表者名	山本 泰治



交通事故情報

石川県内 事業用貨物車の交通事故発生状況(第1当事者)



内訳 令和5年事故類型別発生状況(1~2月)

	人对車両	車両相互							車両 単独	列車	計
		正面衝突	追突	出会い頭	追越・追抜	すれ違い時	右・左折時	その他			
件数	0(±0)	0(±0)	5(±0)	1(±0)	0(±0)	1(+1)	0(±0)	0(-1)	0(±0)	0(±0)	7(±0)
死者	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)	0(±0)

※ () 内は昨年比

(提供/石川県警)

(参考)

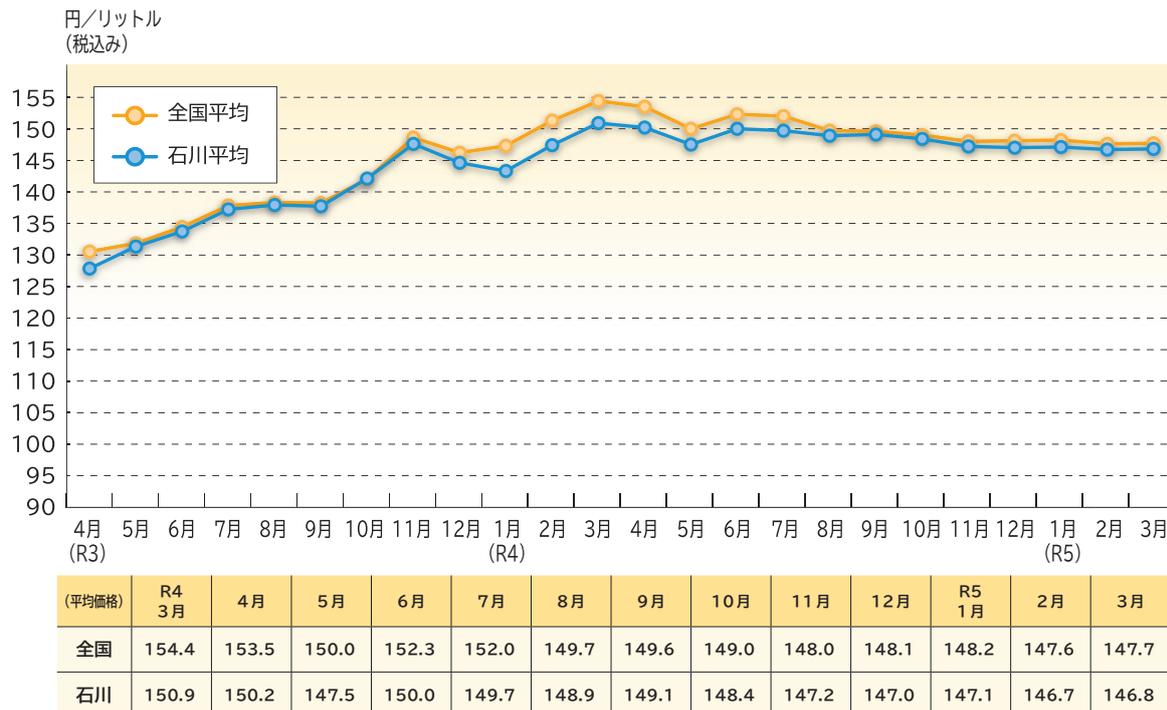
石川県内全車種(乗用車含む) 令和5年交通事故発生状況 1~2月(増減)

発生件数	死者数(人)
148(-12)	3(+1)



軽油価格情報

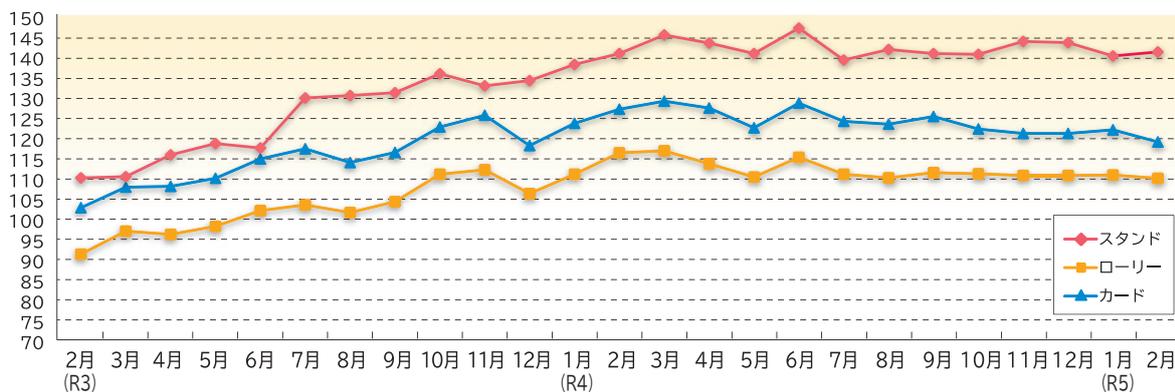
軽油小売価格推移表 経済産業省調べ “給油所軽油小売価格”



石ト協 軽油価格等実態調査結果報告

●調査方法…県内30事業者へのアンケート調査

(地域：石川県内)



(消費税抜き)

(平均価格)	R4 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5 1月	2月
スタンド	140.6	145.2	143.2	140.6	146.9	139.0	141.6	140.6	140.4	143.6	143.3	140.0	141.0
ローリー	116.0	116.5	113.3	110.0	114.9	110.7	109.8	111.1	110.8	110.4	110.4	110.5	109.7
カード	126.8	128.8	127.1	122.2	128.3	123.8	123.1	125.0	121.9	120.8	120.8	121.7	118.7
値上げ 要請額	3.3 (4社)	2.2 (9社)	0 (0社)	1.8 (1社)	3.2 (9社)	0 (6社)	0 (5社)	0 (0社)	0 (3社)	0 (2社)	1.4 (2社)	0.5 (3社)	0 (1社)

※値上げ要請額は、要請があった事業者の平均額。()内は、要請のあった事業者数。

事故に
学び
安全運転に
生かす

事例研究 120

信号のない交差点で出合頭に衝突

事故の概要

- 発生日時 9月〇日(〇) 午後4時30分頃 天候 晴れ
- 発生状況 運転者が配送先に向かっていった途中、信号のない交差点に差し掛かり、停止線上で一時停止した後に発進したところ、右方から来た車と出合い頭に衝突したものの。
- 事故当事者 68歳男性 相手側 37歳男性
- 事故原因 運転者は、高速道路を降り配送先へ向かっていました。途中の高速道路では予期せぬ事故渋滞に巻き込まれ、到着予定時間に遅れていました。少しでも遅れを取り戻そうとやや焦りながら走行していると、信号のない交差点に差し掛かりました。一時停止線で停止後、その先の次の交差点の信号が気になり、見ながら発進したところ、右方から来ていた小型トラックに気づかず出合い頭に衝突してしまいました。



提供：中部交通共済協同組合 事故防止部

被害／損害 37歳男性 後遺障害併合4級

総損害額 9,200 万円

■被害概要

- ・被害者の職業 会社員
- ・被害状況 急性硬膜外血腫・脳挫傷・頭蓋底骨折など、入院2ヶ月・通院24ヶ月

■損害額内容

・治療費	550万円	
・休業損害	750万円	
・逸失利益	6,000万円	
・慰謝料	1,900万円	(傷害慰謝料 200万円、後遺症慰謝料 1,700万円)
計	9,200万円	

■運転者について

運転免許取消しの行政処分を受けました。

被害者について

被害者の後遺障害ですが、主に脳にダメージを受けたため、精神面、肉体面の両方に症状が残りました。この影響で、きわめて簡単な作業しか出来なくなり、仕事を辞めざるを得ませんでした。被害者には、妻と小学生の息子が二人います。妻は、被害者の治療中には献身的に身の回りの世話をし、家庭においては息子二人の面倒を見たりと、休む間もないほどでした。息子たちも、以前はよく遊んでくれた父の変わり様に戸惑いつつ、それでも家事に、看護に甲斐甲斐しく働く母を目の前にして、自分たちでもできる家事を行うようになりました。

この事故から学ぶ事

この事故は、運転者の焦りの気持ちから、一時停止の際の安全確認ミスが大きな原因といえます。運転中に焦りの状態になると、信号無視など交通ルールの無視や安全確認の省略、無理な追い越しや車間距離の詰め過ぎ、車線変更をたびたび繰り返すなどの危険な運転をしがちになります。道路を走っていると途中で何が起きるかわかりません。事故渋滞などに巻き込まれるのはよくあることで、何らかの原因で時間どおりにいかない際には、思わず焦ってしまうことでしょう。しかし、その焦りが要因で、事故を起こしてしまっただけでは何事にもなりません。

そこで、自分なりに焦りに対処する方法を持っておくことが肝要だと思われます。渋滞などに備え出発時間を早める、到着が遅れそうなときはあらかじめ先方へ連絡する、急いで運転しても到着時間はさほど変わらないので急いだ運転をしない、などです。また、急ぎの気持ちになっている時こそ、安全確認を丁寧にやるべきであり、例えばコメンタリー運転の実践も一つの有効な手段です。肝心なのは、自分自身が「焦っている」ということに気付き、それに対処できることです。焦っている時こそ、目の前の安全確認を徹底し、大丈夫と判断した後も念のための再確認をしたいものです。 ※（コメンタリー運転とは、刻々と移り変わる道路や交通の状況を、あたかも実況放送しているかのように話しながら、車を進めていく運転方法です。）

「2021. 7. 1～9. 30

👉 「第51回 夏期の交差点事故ゼロキャンペーン」

提供：中部交通共済協同組合 事故防止部



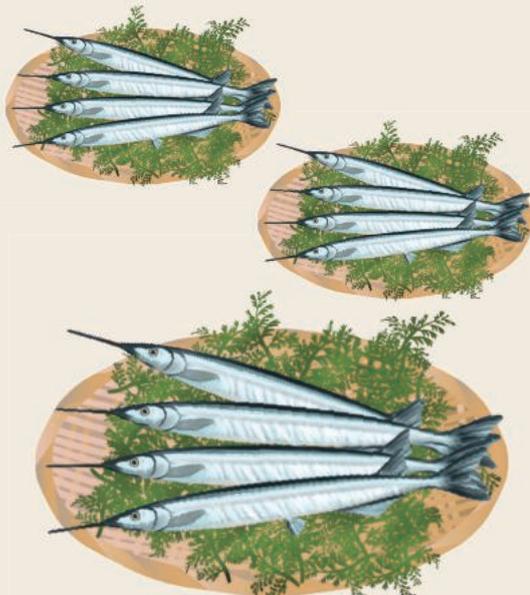
今月の
BEST SHOT!
ベストショット

青年部会（吉田章部会長）は、視察研修を実施し、鉄道コンテナ輸送について説明を受けたほか、2024年問題への対策などについて学びました。（3月4日／視察先:日本貨物鉄道(株)金沢支店）

旬の

「じわもん」
味わいまっし!

JIWAMON



サヨリ

尖った口先と細長い身でピカピカ光るサヨリは石川の春のさかなの代表です。

生では風味があり、火を通すと身はふっくらしてとても美味です。

刺身はもちろん、塩焼き、干物、天ぷらなどいろいろな料理が楽しめます。

近江町市場や能登食彩市場、スーパー等で買うことができます。

ぜひ春の風物詩サヨリを食してみたいはいかがでしょうか。